

報告第10号

専決処分報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、その承認を求める。

令和4年6月7日提出

沼田市長 星 野 稔



第10号

専 決 処 分 書  
令和3年度沼田市電気事業特別会計補正予算（第2号）

令和3年度沼田市の電気事業特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ710千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ191,849千円とする。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

上記、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

令和4年3月31日

沼 田 市 長 横 山 公 一

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項
1 発電事業収入	
	1 発電事業収入
歳入	合計

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
19,285	△710	18,575
19,285	△710	18,575
192,559	△710	191,849

歲 出

款		項	
2 事 業 費			
		1 事 業 費	
3 基 金 積 立 金			
		1 基 金 積 立 金	
歲 出		合 計	

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
180,751	△1,060	179,691
180,751	△1,060	179,691
971	350	1,321
971	350	1,321
192,559	△710	191,849





令和 3 年 度

沼田市電気事業特別会計補正予算（第2号）に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

歳入

款	補正前の額
1 発電事業収入	19,285
歳入合計	192,559

(単位：千円)

補 正 額	計	備 考
△710	18,575	
△710	191,849	

歳出

款	補正前の額	補正額
2 事業費	180,751	△1,060
3 基金積立金	971	350
歳出合計	192,559	△710

(単位：千円)

計	補正額の財源内訳				備考
	特定財源			一般財源	
	国県支出金	地方債	その他		
179,691			△1,060		
1,321			350		
191,849			△710		

2 歳 入

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
1	発電事業収入	19,285	△710	18,575
	1 発電事業収入	19,285	△710	18,575
	1 太陽光発電事業収入	19,285	△710	18,575

1 発電事業収入  
(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 太陽光発電売電収入	△710	太陽光発電売電収入 △710

3 歳 出

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
				特 定 財 源			一般財源	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他		
2	事業費	180,751	△1,060	179,691			△1,060	
1	事業費	180,751	△1,060	179,691			△1,060	
	1 太陽光発電 事業費	3,147	△1,060	2,087			△1,060	

3	基金積立金	971	350	1,321			350	
	1 基金積立金	971	350	1,321			350	
	1 基金積立金	971	350	1,321			350	

3



2 事業費  
(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
10 需用費	△1,060	○太陽光発電施設管理事業 太陽光発電施設管理事業 修繕料	△1,060 △1,060 △1,060
24 積立金	350	○基金積立金 基金積立金 電気事業基金積立金	350 350 350

